

交番
だより

阿知須

3月1日発行
山口南警察署
作成者
香川

進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止

生活環境や交友関係が変化することで、万引き等の非行や深夜徘徊等の不良行為をするようになっていたり、犯罪被害に遭ったりすることが危惧されます。



子供の非行や犯罪被害を未然に防止するためには、

- 服装が派手になる
- 言葉遣いや態度が乱暴になる
- 行先を告げずに外出する

など、何気ない子供の変化に注意し、その都度指導や助言することが大切です。



スマートフォン等を持たせる場合は、

- インターネット上には、有害情報が氾濫している
- SNSを通じて犯罪の被害者・加害者になる危険性など、インターネットに潜む危険性を親子で十分に理解しておく必要があります。

家庭でルールを決め、インターネットを安全に利用しましょう。

高齢者の交通事故防止県民運動の実施

実施期間 3月9日(月)から15日(日)の間

一人ひとりが、「思いやり」と「ゆずり合い」の気持ちを持ち、ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を心掛けましょう。

「家庭ごみ」
は、山口市が
定める方法で
適正に処分！

自宅において、家庭ごみを焼却処分する行為は法律で禁止されています。

また、枯れ草を刈って焼却処分する行為についても法律で禁止されています。

(農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合を除く)

